

# 資金繰り支援融資保証

## 制度の特徴

売上減少等により資金繰りが困難となっている中小企業者に対し、県制度の既往債務(保証付)の借換資金及び、借換と合わせて行う運転資金の供給を目的とした県制度です。

対象者	原則として1年以上県内に事業所を有し、引き続き同一の事業を営む中小企業者であって、県制度の既往債務（保証付）が存在する等の要件を満たすもの（具体的な要件については保証制度要綱をご参照ください）
保証限度額	8,000万円
保証期間	7年以内 (実情に応じ10年以内)
据置期間	1年以内
金利	2.65%以内 (期間7年超は変動金利2.60%以内) ※SN5、7、8号で期間7年超は変動2.70%以内)
保証料	0.70%(SN5、7、8号) 0.80%(SN1~4、6号)
担保	必要に応じ徴求
連帯保証人	必要となる場合があります。 ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則不要です。